令和７年（フ）第３９６９号
京都府宇治市広野町丸山36番地の49
破産者　山内　修平
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１９８号
大阪府茨木市沢良宜東町４番18号　グランドールマンション104号
破産者　太田　竜二
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５２２４号
大阪市浪速区湊町２丁目２番40―1308号、開始決定時の住所大阪市西区南堀江２丁目５番24―606号
破産者　松本　真希
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２３８号
大阪府東大阪市三島２丁目16番14号　ルミエール鴻池新田　103号
破産者　金井　　薫
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６３４６号
大阪市浪速区大国１丁目10番23号　サンライズコーポ　501号
破産者　中島　洋一
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６４２０号
大阪府吹田市広芝町５番34―207号
破産者　大浦　良祐
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５７６号
大阪府東大阪市荒本新町８番30―304号
破産者　別納　大地
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５９６号
大阪府寝屋川市寿町38番４号
破産者　笹沼　和真
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５９７号
大阪府池田市木部町343番地
破産者　しろくろとりここと植田加奈子（旧姓西田）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６９５号
大阪府門真市末広町25番７―304号、前住所大阪府寝屋川市八坂町24番６―206号
破産者　伊崎　大雅
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７９３号
大阪市淀川区木川西２丁目６番６―1002号
破産者　鳥澤　健一
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９５４号
大阪府高槻市北園町１番１―102号
破産者　岩田　健杜
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０１４号
大阪市此花区高見１丁目３番33―205号
破産者　栗山　真利
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７２３号
大阪市北区同心２丁目12番１―705号
破産者　清水　健志
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２００８号
大阪市住吉区長居東３丁目７番５号　マンション入福　501号
破産者　尾山　杏奈
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０４９号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目５番16号
破産者　林　　紀子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０９４号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目９番１―1314号
破産者　シンガキ製作所こと　新垣　　勇
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２３４号
大阪府茨木市下穂積４丁目14番318号
破産者　橋田　晟也
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３０１号
大阪府大東市朋来１丁目35番406号
破産者　宮城　翔平
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部